

営業許可書

営業者住所 東京都江東区佐賀一丁目1番12号

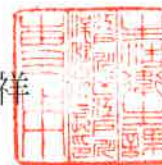
営業者氏名 株式会社 フコックス 様

(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称)

令和 3年 7月15日付けで申請のあった食品営業については、
食品衛生法第55条の規定により、下記のように許可します。

江戸川区江戸川保健所長 尾本 光祥

令和 3年 7月21日



記

- | | |
|----------------|--|
| 1 施設の所在地 | 東京都江戸川区南篠崎町四丁目28番17号 |
| 2 営業の種類 | 食品の小分け業 |
| 3 施設の名称、屋号又は商号 | 東京ロジセンター |
| 4 許可条件 | |
| 本許可の効力は | 令和 3年 7月21日 から
令和 11年 7月31日 までとします。 |

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注意 ○本書に記載の許可期限満了後、なお引続き営業の意思のある方は、許可期限満了の前に許可更新申請書を忘れずに提出してください。
○許可書は、営業所に保管してください。
○許可書は、再発行できませんので、紛失しないように注意してください。